

北海道教育委員会 公報

令和3年(2021年)
3月24日(水曜日)

第6258号

目次

教育委員会規則	
○北海道教育委員会会議規則の一部を改正する教育委員会規則……………	1
告示	
○教育職員免許状の取上げについて……………	2
○市町村立高等学校の課程等の設置の認可について……………	2
○令和4年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日及び追検査日について……………	2
○令和4年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日 について……………	2
○北海道有朋高等学校学則に基づく協力校の指定の一部改正について……………	3

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育委員会会議規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第4号)

- 趣旨
委員のオンライン会議システム等を活用した教育委員会の会議の出席に係る規定、その他
所要の規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
(1) オンライン会議システム等を活用した教育委員会の会議への委員の出席に係る規定を設
けることとした(第5条関係)。
(2) 会議録における教育長の押印に係る規定を削除することとした(第9条関係)。
- 施行期日
この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育委員会会議規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
令和3年3月24日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

北海道教育委員会規則第4号

北海道教育委員会会議規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育委員会会議規則(昭和50年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように
改正する。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条
の次に次の1条を加える。

(オンライン会議システム等による会議の出席)

第5条 委員は、他の業務等により遠隔地に所在する場合又は教育長が必要と認める場
合にあっては、教育長の許可を得て、映像及び音声を共有して相手の状態を相互に認
識しながら適切に意思表示を行うことができるオンライン会議システム又はテレビ会
議システム(以下「オンライン会議システム等」という。)によって、会議に出席する
ことができるものとする。

2 前項のオンライン会議システム等を活用した会議に委員が出席した場合において、
会議の途中で通信が途絶え、復旧できないときは、その間の議事等(第6条に規定す
る議事及び所管行政に関する協議をいう。以下同じ。)について、当該委員は欠席した
ものとみなす。

3 委員は、第7条に規定する公開しないこととした議事等については、オンライン会議シ
ステム等による出席をすることができない。ただし、通信内容の秘匿措置等が講じられて
いると教育長が認めたオンライン会議システム等を使用するときに限り、出席することが
できるものとする。

附則

この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第15号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第1項の規定により、取上げの処分を行った。

令和3年3月24日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

氏名	橋本祥奈	本籍地	北海道	
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
高等学校教諭1種免許状 (数 学)	令1高1第1165号	令和2年3月23日	北海道教育委員会	
高等学校教諭1種免許状 (情 報)	令1高1第1166号			
取上げ年月日	令和3年2月24日			
取上げの事由	教育職員免許法第11条第1項該当			

北海道教育委員会告示第16号

次の市町村立高等学校の課程等の設置は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項及び同法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の規定により、令和3年3月12日付けで、認可した。

令和3年3月24日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

設置者名	名称	課程及び学科名	設置の時期
大空町	北海道大空高等学校	全日制の課程 普通科、総合学科	令和3年4月1日

北海道教育委員会告示第17号

令和4年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日及び追検査日は、次のとおりとする。

令和3年3月24日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

- 1 選考検査日 令和4年1月8日(土)
- 2 追検査日 令和4年1月13日(木)

北海道教育委員会告示第18号

令和4年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日は、次のとおりとする。

令和3年3月24日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

- 1 選考検査日
 - (1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
令和4年1月28日(金)
 - (2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
令和4年1月28日(金)
 - (3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

令和4年1月28日(金)

- (4) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

令和4年1月28日(金)。ただし、北海道岩見沢高等養護学校にあつては、令和4年2月1日(火)

- (5) 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

令和4年1月28日(金)

2 合格発表日

令和4年2月17日(木)

北海道教育委員会告示第19号

北海道有朋高等学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第8号)第21条第3項の規定に基づき、昭和55年北海道教育委員会告示第31号(北海道有朋高等学校学則に基づく協力校の指定)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月24日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

協力校の名称の欄中「北海道伊達高等学校」を「北海道伊達開来高等学校」に改める。

